

2021年7月8日

お客さま 各位

イオン少額短期保険株式会社

普通保険約款の変更に関するご案内

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より、弊社保険商品のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2021年7月8日より、お客様の利便性の向上、および環境負荷の低減を目的として、普通保険約款の一部を変更いたします。変更の内容につきましては下記を参照くださいますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネット手続きにおける保険料のお支払い方法の追加

インターネット手続きでご選択いただける保険料のお支払方法はクレジットカード払いのみとなっておりますが、送金払い、および口座振替払いにも対応できるようにいたしました。

変更する約款の条項

■インターネットによる保険申込に関する共通条項（Z02） 第3条 保険料の払込

変更後	変更前
保険料の払込はクレジットカード払、口座振替払または送金払とします。	保険料の払込はクレジットカード払とします。

2. 保険証券および継続通知書発行の省略

保険契約の成立時、弊社よりご契約者さまのご自宅へ保険証券（継続契約の場合は継続通知書）をお送りしておりますが、マイページにご登録いただき、同意いただいたご契約者さまにつきましては、マイページ上へ保険契約記載事項を表示することで、保険証券（継続契約の場合は継続通知書）の発行を省略するようにいたしました。また、保険証券（継続契約の場合は継続通知書）の発行を省略した場合には、電子メールの送信または承諾通知書を発行することで契約が成立した旨をお知らせするようにいたしました。

変更する約款の条項

■その他共通条項（Z01） 第1条 保険契約の成立時期

変更後	変更前
第1条 保険契約の成立時期 1. 保険契約の申込について、当社がこれを承諾した場合には、承諾の通知として遅滞なく保険契約者に承諾通知書または保険証券を発行するものとし、保険契約は、当社がこれらを発した時に成立するものとします。	第1条 保険契約の成立時期 保険契約の申込について、当社がこれを承諾した場合には、承諾の通知として遅滞なく保険契約者に承諾通知書または保険証券を発行するものとし、保険契約は、当社がこれらを発した時に成立するものとします。

<p>2. 前項の規定およびこの保険契約の他の条項の規定に関わらず、保険契約者の同意を得た場合には、当会社は、保険証券および継続通知書の発行を省略することができるものとします。この場合、当会社のウェブサイト上の保険契約者ごとの特定ページ（以下「マイページ」と記載します。）に保険証券記載事項を表示し、これを保険証券記載事項として、本約款の規定を適用します。なお、本項により保険証券の発行を省略した場合の承諾の通知は、電子メールの送信または承諾通知書の発行によるものとし、保険契約は、当会社がこれらを発した時に成立するものとします。</p>	
---	--

3. 解約時の書類提出の省略

保険契約の解約手続きには、「解約請求書」「保険証券」「保険料の返戻口座情報」等の書類提出をお願いしておりましたが、以下の条件を満たす場合にはこれらの書類の提出を省略できるようにいたしました。

- ・ご契約者さまご本人から電話またはマイページを通じて解約手続きのご連絡をいただく。
- ・保険料の返戻がある場合、保険料の振替口座へ解約返戻金をお支払いすることにご了解いただく。

変更する約款の条項

■その他共通条項（Z01）

変更後	変更前
<p>第 10 条 解約</p> <p>保険契約者は、当会社に対する書面による通知または当会社所定の方法による通知（電話による通知またはマイページからの通知等をいいます。）をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、保険契約の解約は、将来に向かってのみ効力を生じます。また、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解約権は質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。</p>	<p>第 10 条 解約</p> <p>保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、保険契約の解約は、将来に向かってのみ効力を生じます。また、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解約権は質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。</p>
<p>第 11 条 解約返戻金</p> <p>1. 保険料の種類が月払保険料の場合は、解約返戻金はありません。</p> <p>2. 保険料の種類が年払保険料あるいは一括払保険料の場合は、解約返戻金は、解約日から保険期間の満了日までの未経過月数（1月未満の端数は切捨てます。）に対し月割をもって計算した額とします。端数は、損害保険商品の場合は1円位を四捨五入して10円単位とし、死亡・医療保険商品の場合は小数点第1位を</p>	<p>第 11 条 解約返戻金</p> <p>1. 保険料の種類が月払保険料の場合は、解約返戻金はありません。</p> <p>2. 保険料の種類が年払保険料あるいは一括払保険料の場合は、解約返戻金は、解約日から保険期間の満了日までの未経過月数（1月未満の端数は切捨てます。）に対し月割をもって計算した額とします。端数は、損害保険商品の場合は1円位を四捨五入して10円単位とし、死亡・医療保険商品の場合は小数点第1位を</p>

<p>四捨五入し、円単位とします。</p> <p>3. 保険契約者は、当会社に次に定める書類を提出して解約返戻金を請求することを要します。<u>ただし、当会社が認めた場合にはこれらの書類の提出を省略することができます。</u></p> <p>(1) 当会社所定の解約請求書</p> <p>(2) 保険証券</p> <p>(3) その他当会社が必要と認める書類</p> <p>4. 解約返戻金は、<u>前条の保険契約者による解約の通知が当会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、当会社で支払います。</u></p>	<p>四捨五入し、円単位とします。</p> <p>3. 保険契約者は、当会社に次に定める書類を提出して解約返戻金を請求することを要します。</p> <p>(1) 当会社所定の解約請求書</p> <p>(2) 保険証券</p> <p>(3) その他当会社が必要と認める書類</p> <p>4. 解約返戻金は、その請求書類が当会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、当会社で支払います。</p>
---	--

【ご連絡事項】

マイページは現在開設準備中です。完成次第、お客さまへご案内いたしますので今しばらくお待ちください。

本件に関するお問い合わせ先

イオン少額短期保険 契約センター

0120-956-356

9:00~15:00 (土日祝、年末年始休み)

以上